

# 東日本大震災で被災した宅地の復旧工事費の2分の1を補助します

## 補助対象者

被災した宅地の所有者(固定資産税を滞納していない方)または所有者から承諾を得ている親族や占有者、管理者で、20万円以上の宅地復旧工事(補助対象工事)を行った方 ※補助対象工事を複数回または、数種類行った場合は、費用を合計して申請できます。

## 補助対象工事

▼土留めの除去・設置(コンクリートで造った土留め等) ▼土地の整備(建設機械で宅地を平らにする工事等) ▼地下水の排水工事 ▼地盤改良 ▼液状化対策 ▼住宅の建物の沈下の修正(ジャッキアップ工事、くい打ち工事等) ▼その他、被災した宅地の安全性の回復のために必要な宅地に係る工事

## 【補助対象外の工事】

▼新築工事に伴う、くい工事等 ▼コンクリートブロック塀の設置・復旧 ▼簡易復旧工事(短期間で崩壊する恐れのある工事) ▼建物の工事 ▼専門業者の施工によらず、自らが施工した工事 ▼東日本大震災以外を原因とする工事 ▼分譲マンションの共用部分に係る宅地の工事 ▼居住の用に供されていない部分が過半を占める建物に係る宅地の工事 ▼営利を目的とする貸家または店舗に係る宅地の工事 ▼大震災の発生時以降に所有した方が行う工事

## 補助額

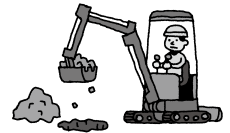
復旧工事費の2分の1(上限300万円)

## 補助回数

1宅地につき1回 ※1宅地に2人以上の所有者等がいる場合も補助は1回のみとなります。

## 必要書類

①申請書 ②工事費内訳書の写し ③工事内容の分かる図面 ④復旧工事前・後の写真 ⑤所有者の承諾書(共有者がいる方または所有者以外の方が申請する場合) ⑥工事の領収書の原本 ⑦補助金の振込先金融機関の口座番号・口座名義が分かるもの(通帳等)の原本 ⑧印鑑 ※⑥⑦⑧は確認後に返却します。



## その他

▼申請書、領収書と振込金融機関の名義は同一としてください。▼補助金の振り込みには、1～2か月程度かかります。

## 申し込み・問い合わせ

平成29年3月31日(金)まで(土・日曜日、祝日、年末・年始を除く)の午前8時30分～午後4時30分に、都市整備課建築担当(役場行政棟2階 ☎282-1711 内線1247)へ申し込みください。※書類等の確認に10～20分程度かかります。

# 被災した住宅の補修等(建設・購入、宅地復旧を含む)の資金を金融機関から借り入れた方へ 利子の一部を補給します

## 対象

▼東日本大震災(以下・震災)発生時に自身または親族が居住し、「り災証明書」の判定が大規模半壊、半壊または一部損壊(別荘・店舗・倉庫・塀等の補修をした方と、被災者生活再建支援制度による解体支援金を受給した方を除く)の住宅を自身または親族が所有している▼被災住宅の補修やそれに代わる住宅の購入、宅地の復旧を村内で行う▼震災発生日以降に「独立行政法人住宅金融支援機構」「銀行」「協同組織金融機関」と、住宅補修等に必要な資金の金銭消費貸借契約を締結し、平成29年3月31日(金)までに融資を受ける▼村税を滞納していない▼同様の利子補給を他から受けない——を満たす方

## 利子補給金額等

### ▼利子補給金額

利子補給対象月の前月末の融資残高 ※1 × 2.0% ※2 × 1/12

※1…住宅復旧工事は640万円、宅地復旧工事は390万円、宅地復旧を伴う住宅復旧工事は1,030万円を上限とします。※2…借入利率が2.0%を超えない場合はその利率とします。

### ▼支払い回数

年1回(毎年2月を予定) ※1月中に前年分の請求手

続きが必要です。

## 利子補給対象期間

償還開始の月から5年以内(無利子期間または利子支払いの猶予期間等がある場合は当該期間を含め5年以内)

## 必要書類

### ▼申請する時

①利子補給金申請書(村様式) ②被災住宅の居住者の住民票謄本 ③申請者と、被災した住宅の所有者と居住者の親族関係が分かる書類 ④契約書(貸付利率が明記されたもの)の写し ⑤変更等を含む全ての償還表(返済予定表)の写し ⑥工事請負契約書または売買契約書の写し ⑦り災証明書 ⑧納税証明書またはそれに代わる書類 ⑨印鑑 ※村内在住の方は個人情報同意書(村様式)の提出により②③⑦⑧の提出を省略できる場合があります。

### ▼利子補給金を請求する時(毎年1月末)

①利子補給金請求書(村様式) ②金融機関等からの借入金の年末残高証明書の写し ③希望する振込口座の通帳(申請者名義のもの) ④印鑑

## 申し込み・問い合わせ

平成29年3月31日(金)まで(土・日曜日、祝日、年末・年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、都市整備課建築担当(役場行政棟2階 ☎282-1711 内線1247)へ申し込みください。